



HELLO, NEW CITY.

新しいまちの暮らし

スーパースマートシティうつのみや始動

住めば  
愉快だ  
宇都宮

UTSUNOMIYA

「とちぎ結婚支援センター」入会登録料の補助について

令和4年7月25日

## 「とちぎ結婚支援センター」の入会登録料を補助します

～センター入会登録料補助を通して結婚を希望する方を応援します～

結婚を希望する全ての市民の皆様を応援するため、「とちぎ結婚支援センター」入会登録料の補助を開始します。

特に、39歳以下への補助を手厚くすることで、若者世代を集中的に応援します。

### ○ 補助対象者

- ・ 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に登録されている方
- ・ 令和4年4月1日以降に「とちぎ結婚支援センター」に会員登録した方
- ・ 婚姻後も継続して本市に居住する意思を有する方 など

### ○ 補助対象経費

「とちぎ結婚支援センター」の入会登録料（10,000円、登録期間2年間）

### ○ 補助額

- ・ 39歳以下：自己負担額の10分の10（10,000円相当）
  - ・ 40歳以上：自己負担額の10分の5（5,000円相当）
- ※ 「とちぎ未来クラブ」が実施する20歳代の入会登録料半額キャンペーンを利用する方は、5,000円の補助額となります。

### ○ 申請手続

「とちぎ結婚支援センター」に入会登録した日の属する年度の3月31日までに下記の書類を市へ提出（インターネットからの申請も行うことができます。）

- ・ 補助金交付申請書兼交付請求書
- ・ 「とちぎ結婚支援センター」の会員登録証の写し
- ・ 入会登録料の領収書又は支払を証明する書類の写し など

### ○ 申請開始日

令和4年8月1日から（4～7月に会員登録した方についても対象）

### ○ その他

- ・ 39歳以下を全額補助とすることで、若者世代の入会を促進
- ・ これにより、入会登録料の全額補助は栃木県内で2例目

<問い合わせ先> 総合政策部人口対策・移住定住推進室 室長 青柳 裕 (028-632-2100)